

外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

外国人住民の住民基本台帳制度 がスタートします!!

《外国人登録法は廃止になります》

2012年
7月施行

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人の方にも住民票が作成されることになりました。



外国人の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。

この法律が施行されるのは、2012年（平成24年）7月9日です。同時に、外国人登録法は廃止になります。

外国人住民の方の利便性が向上します!

- 1 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書」(住民票の写しなど)が、発行可能になります。



- 2 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされ、従来に比べて届出の簡素化が図られます。

- 3 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。



住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項

下の表に記載されている4つの区分に該当する方で、日本に住所を有する外国人については住民票を作成することになります（観光などの短期滞在者などは除く）。5月中旬に仮住民票を発送する予定ですのでご確認ください。住民票には、日本人と同様に次の項目が記載されます。

①氏名・世帯主の氏名および続柄②出生の年月日③男女の別④住所⑤国民健康保険や国民年金などの被保険者に関する事項などです。

その他、外国人住民特有の記載として、「①国籍・地域②外国人住民となった年月日」があります。さらに、各区分に応じてそれぞれ次の事項が記載されます。

対象区分	対象者の内容	記載事項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人	・在留カードに記載されている在留資格、在留期間および在留期間の満了の日、在留カードの番号 ・中長期在留者であること
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者	・特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号 ・特別永住者であること
一時庇護許可者 または仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人	・一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 ・一時庇護許可者または仮滞在許可者であること
出生による経過滞在者 または 国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方（その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます）	・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者であること

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所または居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

！ 注 意 点

現在外国人登録されている方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 施行日までに、外国人登録法に基づいた変更、または訂正の申請などを通じて、市町村にて仮住民票の修正や削除を行う場合があります。
特に在留資格、在留期間の変更は、住民票の作成に関わる重要な事項のため、変更申請漏れが無いようにご注意ください。
- 施行日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。

法施行後に入国する外国人について・・・・・・・・・・・・・・・・

- 新制度施行後は、中長期在留者などが国外から転入した場合、その日から14日以内に在留カードなど*を持参し、市町村の窓口で転入の届出を行う必要があります。この時、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は本人と世帯主との続柄を証する公的な文書（公的な文書が日本語でない場合は、その翻訳文も必要です）が必要となります。
※他には、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、後日在留カードを交付する旨の記載がある旅券などがあります。

法施行後に国内で住所を変更する外国人について・・・・・・・・

- 転出の際には日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
- 住所を変更する際には、在留カードまたは特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご持参ください。
国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。

[問合せ] 市民課（内線147）

詳しくは… [外国人住民に係る住民基本台帳制度](#)

[検索](#)